

羽島市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

平成18年8月7日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 事後審査型入札の対象となる契約は、羽島市業者指名審査委員会規則（昭和53年羽島市規則第12号）第1条に規定する羽島市業者指名審査委員会又は市長が必要と認める契約とする。

(参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号。以下「規則」という。）

第2条の規定による入札の公告を行う日において、規則第21条第2項に規定する名簿に登載されていること。

(2) 前号の入札の公告を行う日から入札までの間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成19年9月25日決裁）の規定による資格停止のない者。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条各号の規定に該当しないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

(共同企業体)

第4条 対象となる工事を特定建設工事共同企業体による事後審査型入札とする場合は、この要領のほか羽島市特定建設工事共同企業体取扱要領による。

(入札の公告)

第5条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の6第1項の規定による入札の公告（以下「公告」と

いう。)に、規則第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(別記第1号様式。以下「参加申請書」という。)の提出期限及び提出方法

(2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(別記第2号様式)及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出方法

(3) 落札者決定方法

(入札保証金及び契約保証金)

第6条 入札保証金及び契約保証金は、規則の規定によるものとする。

(入札参加申請)

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を公告に記載の提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が指定するインターネットを利用した入札による場合は、参加申請書の提出を省略することができる。

(開札)

第8条 開札は、公告で指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員が立ち会い行うものとする。

2 開札は公開とし、入札参加者以外の立会いも認めるものとする。ただし、入札執行者が入札を適切に執行できないおそれがあると認める場合はこの限りではない。

3 事後審査型入札においては、最も入札価格の低い者から順位を決定し、かつ、第10条第1項の規定により落札者が決定するまで最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行った上で落札を決定する旨を告げるものとする。

(確認申請書等の提出)

第9条 市長は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者(以下「落札候補者」という。)から順に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に確認申請書等を総務部管財課へ提

出しなければならない。

- 3 前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者の入札は、無効とする。

(落札の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定による確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札参加者資格を有しているかどうか確認申請書等により審査し、審査の結果、入札参加資格を有している場合は、落札者とする。

- 2 入札参加資格の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書(別記第3号様式)により取りまとめるものとする。

(落札決定の通知等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書(別記第4号様式)によりその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた落札候補者は、同項の通知を受けた日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、その理由について市長に対し書面で問い合わせることができる。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月7日から施行する。

附 則(改正 平成20年 7月4日決裁)

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

別記第1号様式

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 羽島市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

年 月 日公告第 号の事業における事後審査型条件付き一般競争入札に下記のとおり入札参加申請をします。なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

事業番号	
事業名	

記

1 入札参加資格

- (1) 登録番号 _____
- (2) 業 種 _____
- (3) 経営事項審査結果通知書の総合評点 _____

2 配置予定技術者

- (1) 氏 名 _____
- (2) 資 格 _____

※ 建設工事以外は、経営事項審査結果通知書の総合評点の記入はしなくてよい。

この申請書に関する担当者名 _____

連絡先 _____

別記第2号様式

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 羽島市長

事業番号 (仕様書番号)

事業名

事業場所

上記事業に係る事後審査型条件付き一般競争入札については、下記の関係書類を添えて入札参加資格確認の申請をします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 配置予定技術者届出書
- 2 同種工事施工実績 (類似業務実績)
- 3 経営事項審査結果通知書の写し (最新の物)
- 4 その他指定された資料

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

別記第3号様式

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象者

2 審査対象事業

(1) 事業番号

(2) 事業名

(3) 事業場所

(4) 履行期間

3 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

別記第4号様式

第 年 月 日 号

様

羽島市長

印

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付けで申請のありました事後審査型条件付き一般競争入札参加資格について審査した結果、次のとおり不適合と認められましたので通知します。

- 1 仕様書番号 年度 第 号
- 2 事業名
- 3 事業場所 羽島市 地内
- 4 不適合となった理由